

中国特許権侵害訴訟における 「合法的な出所」抗弁の適用

劉 斌 斌

日本法學 第八十七卷第四号 (二〇二二年二月)

はじめに

- I 特許権侵害における「合法的な出所」抗弁に関する法技術の設定
 - 1. 「合法的な出所」抗弁に関する歴史的な流れ
 - 2. 「合法的な出所」抗弁条項に関する法的な設定
- II 特許権侵害における「合法的な出所」抗弁の適用要件
 - 1. 主観的要件——「知らずに」
 - 2. 客観的な要件——「出所が明確且つ合法的である」
- III 「合法的な出所」抗弁を認定の際に係わる問題点
 - 1. 「出所が合法的」に関わる争議
 - 2. “三無製品”の場合「出所が合法的」であることが直接否定できるか
 - 3. 侵害製品提供者の被告として追加することができるか
- IV 「合法的な出所」抗弁の視点から見る、特許権侵害される場合の方策
 - 1. 「合法的な出所」抗弁の立法目的に関する認識
 - 2. 「知っている」ことを証明する際の注意点
 - 3. 商品の「出所が合法的」であることを証明する際の注意点

おわりに

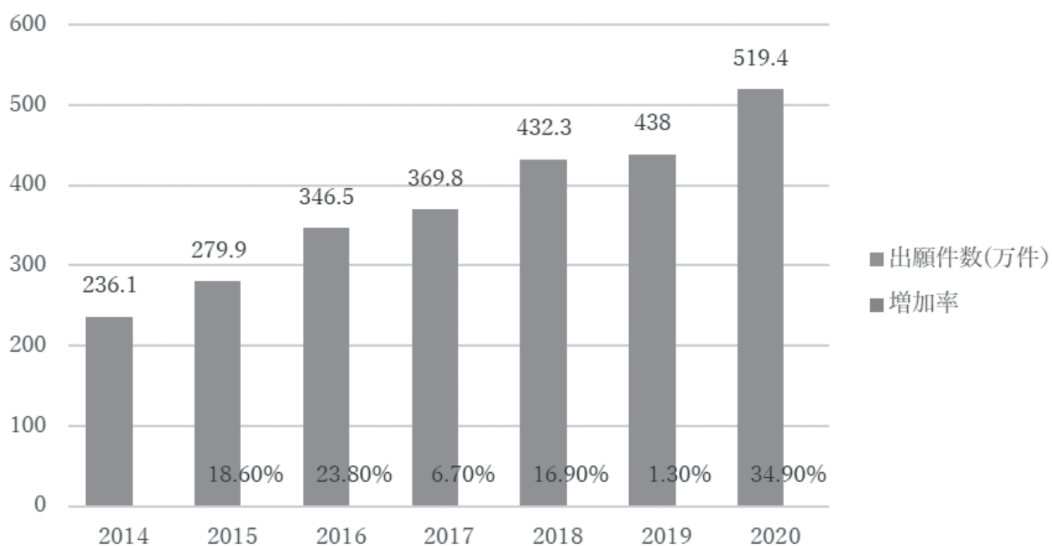
はじめに

近年、中国において、特許出願 (図表1)⁽¹⁾ 及び付与 (図表2)⁽²⁾ の件数は年々増加すると共に、特許権侵害訴訟の件数⁽³⁾ (図表3) も増え続けている。侵害行為を徹底的に取り締まるためには、通常、侵害製品

三七〇 (六二二)

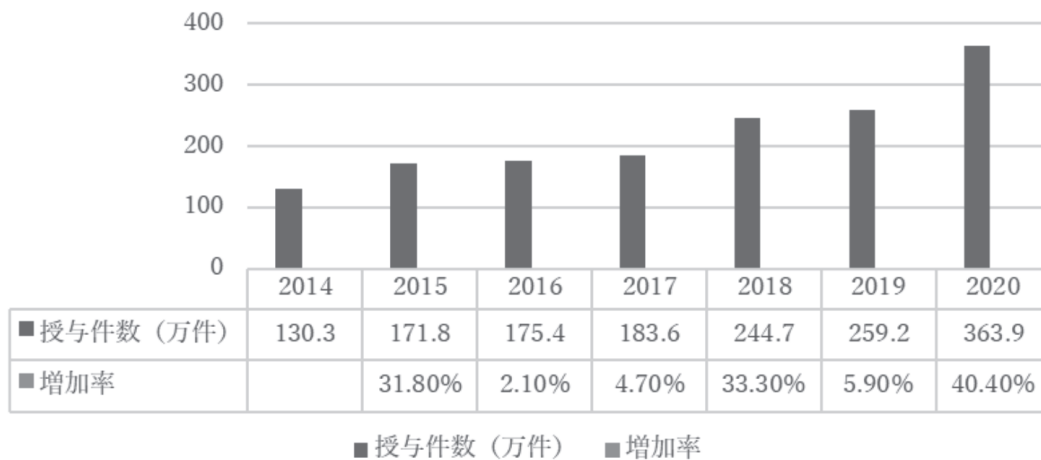
の出所、つまり製造業者に対し、法的な措置を取ることが最も効果的と言われる⁽⁴⁾。しかし、現実的には、特許権侵害製品の製造行為は極めて隠蔽されており、発見するのがかなり困難であって、特許権者が本来の侵害製品の出所を見つけるのは難しいことが多い。よって、特許権侵害訴訟では、ほとんどの場合、特許権者は侵害製品のユーザーまたは販売者のみを訴え、ユーザーまたは販売者の侵害責任を追求することが多い。一方、中国では、民法における善意の第三者理論により、特許法において、善意の使用人または販売者に対し、侵害行為であるにもかかわらず、“損害賠償の責任を免れる”という抗弁権利を付与されており、即ち「合法的な出所」抗弁という。

2014-2020年中国特許（発明・実用新案・意匠）出願件数及び増加率



図表：1

2014-2020年中国特許（発明・実用新案・意匠）授与件数



図表：2

通常、侵害製品が市場に出回ると、特許権者は販売のルートにより侵害されることに気づき、侵害製品を購入したユーザー、販売の申出者または販売者を相手として訴訟を起こすことになる。この場合、ユーザー、販売の申出者または販売者は、生産経営を目的として侵害製品を入手したが、その入手した製品が他者の特許権を侵害しているかどうかについては、詳しく調査していない可能性もあり得るため、被告側は、裁判所の召喚状を受け取る際に、侵害または侵害の恐れがある行為であることを初めて知ることになる。このような場合に弁明権利を与えるため、「合法的な出所」という抗弁を、立法の趣旨とするが、中国では、実際に上に述べたような場合の知的財産権侵害訴訟において、殆どの被告側は、抗弁の一つ事由として「合法的な出所」を、法廷で申し立て論争することは少なくない。

「合法的な出所」抗弁は、中国がWTOへの加盟及びTRIPs条約の遵守という、国際要請に応じなければならない背景の下で作られた抗弁条項である。特許権侵害紛争において、「合法的な出所」抗弁は、法の条文の制定から現在に至るまで何度も改正されてきたが、生産・経営を目的とした善意のユーザー、販売の申出者、または販売者の法定

抗弁理由の一つになった。しかし、近年中国司法実務において、「合法的な出所」抗弁に関わる「知らずに」、「合法的な出所」、「第三者の追加および責任の問題」等、諸要件の認定について、意見の相違が見られている。

本稿は、中国における特許権侵害訴訟の「合法的な出所」抗弁の起源及び数回にわたっての改正に関する背景、定義について説明し、近年特許権侵害における「合法的な出所」抗弁の適用に関する実務上の判定を考察した上に、その問題点も明らかにすることが目的である。これからの「合法的な出所」抗弁の改善及び方向性も加え、特許権侵害される場合の対策として、何らかの示唆を与えられれば幸いである。

| | | |
|------|--------|--|
| 民事事件 | 最高裁判所 | 受理 3470 件 (+38.58%)、結審 3260 件 (64.98%) |
| | | 各地方裁判所 |
| | | 一審 443326 件 (+11.1%)、結審 442722 件 (+12.22%) |
| | | 二審 42975 件 (-13.54%)、結審 43511 件 (-10.67%) |
| 行政事件 | 最高裁判所 | 受理 1909 件 (79.08%)、結審 1735 件 (96.27%) |
| | | 各地方裁判所 |
| | | 一審 18464 件 (+14.44%)、結審 17942 件 (+4 件) |
| | | 二審 6092 件 (-16.59%)、結審 6183 件 (+4.06%) |
| 刑事事件 | 各地方裁判所 | 一審 5544 件 (+5.76%)、結審 5520 件 (+8.77%) |
| | | 二審 869 件 (+7.55%)、結審 854 件 (+5.82%) |

図表 3：2020年度裁判所にける知財事件の受理・結審に関する状況

I 特許権侵害における「合法的な出所」抗弁に関する法技術の設定

1. 「合法的な出所」抗弁に関する歴史的な流れ

特許権法は、特許権を中心に諸権利を保護対象として運営されてきたが、それらは知的な所有物であり、無体財産権であって、世界経済がハイスピードで進んでいる現在、完全な形で独占されることを実現するのは、現実的に不可能であろう⁽⁵⁾。中国では、特許権侵害とは、

「特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する」行為である⁽⁶⁾。即ち、特許権が付与された後、特許権者の許可なしに、あらゆる単位⁽⁷⁾または個人が、特許権者の特許を実施することはできず、生産及び経営の目的として、特許権者の特許製品を製造、使用、販売、販売の申出、輸入することはできない。また、特許権者の特許方法を使用し、もしくは特許権者の特許方法に従って、直接取得した製品の使用、販売、販売の申出、輸入することもできない。逆に、許諾を受けずに上に述べた行為を実施すると、他者の特許権を侵害することになる⁽⁸⁾。特許権侵害行為の存在は、特許権侵害紛争における「合法的な出所」抗弁の前提である。つまり特許権者は、自らの利益を守るために、侵害者に対してその侵害行為によって生じた損失を、救済策として訴訟などの適正な手続きにより是正することができる。特許権侵害紛争においては、訴訟手続きで解決するために、多くの場合、「合法的な出所」抗弁問題に及ぶ、その抗弁の適用に関する司法判断を下さなければならない。

現在の中国において、1980年代初期に、特許権、商標権という知的財産に関する権利の名称及び関連する条例などは存在していたが、私有経済や私有権などは否定されていたため、この時期の知的財産制度は、中央の行政管理機能として役割を果たすしかなかった。これは、私権である知的財産権は、高度に集中的な社会主義公有制に基づく計画経済と相容れないと考えられていた。1979年末から80年初期にかけて、改革開放政策⁽⁹⁾により門戸開放をし、国内経済の活性化と国際経済協力及び技術交流の拡大が進み、知的財産法制度の創設が強く推進された⁽¹⁰⁾。結果として、1983年に『商標法』⁽¹¹⁾、1985年に『特許法』⁽¹²⁾、1990年に『著作権法』⁽¹³⁾が制定・施行された。これらは知的財産権法制度の整備、創設を意味すると言えよう。

知的財産権法制度創設された後、中国は知的財産国際舞台に新規参入することになったが、外国とりわけプロパテント政策をとるアメリカは、中国が知的財産制度を運営するにあたって、貿易の流れに対す

る障害にならないよう、中国の知的財産権法制度が国際基準に調和・接近するよう強く求めた。その後1990年以降、3回にわたる知的財産権保護を巡る激しい米中摩擦は、中国の知的財産権法制度の全面的発展につながり、修正などの整備が進み、WTO加盟するまで至った。そして2000年前後における、知的財産権法の全面修正において、著作権法、商標法、特許法と共に、「合法的な出所」抗弁条項が増設されるようになった。紙面に限りがあるので、本稿は特許法における「合法的な出所」抗弁を論述することにしておきたい。

特許法の目的は、特許権者の特許権を保護し、特許権の保護によって技術の進歩を促進し、ある面の公共政策の目標を実現することである。マクロレベルから言えば、特許法は専有権を付与することによって、技術の創造と伝播を促進し、社会の進歩を促進する制度である。発明成果を創造する無形情報の特徴を有し、発明者と使用者の固有の矛盾が現われた場合に、これに対する協調を与える必要がある⁽¹⁴⁾。つまり、特許権を効果的に保護し、合理的かつ適度に特許権を制限することで、革新をより激励し、特許発明と創造を促進し、最終的には経済発展、科学技術進歩、人類生活の物質的条件及び発展の環境をより良く促進させることができる。このような理念の下で、中国は、「合法的な出所」抗弁条項が法に入られることは法制上最も基礎的な理念であると考えられる。

中国の現行の特許法は1984年3月12日に可決され、1985年4月1日から施行されている、新中国の初の特許法で、これまで1992年⁽¹⁵⁾、2000年⁽¹⁶⁾、2008年⁽¹⁷⁾、2020年⁽¹⁸⁾の4回にわたって改正と整備を経てきた。「合法的な出所」という内容が、初めて示されたのは1984年に制定された「特許法」の62条の2項である。「特許法」(1992改正)は、同じく62条の2項で、内容も変わらずそのまま運用されていたが、「特許法」(2000修正)は、「合法的な出所」抗弁として、63条2項で、内容も大幅修正した。また、「特許法」(2008年改正)の70条として、2000年改正法を基にして、「販売の申し出」を付加し、改正を行った。2016年、

中国最高人民法院は「特許権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」⁽¹⁹⁾という司法解釈（以下司法解釈（二）をいう）を頒布し、その第25条において、特許法（2008改正）の第70条に規定された「合法的な出所」抗弁の適用に関する認識・理解など詳しく解釈した。特許法（2020年改正）は、内容が2008年改正法の70条と同じく、そのまま施行されたが、項目としては、改正に伴い77条に変わった。

2. 「合法的な出所」抗弁条項に関する法的な設定（図表4）

1985年4月に施行された特許法（1993年改正法も）において、62条の2項に、以下の内容が規定された。即ち、「以下の状況がある場合、特許権侵害とは見なさない：特許権者の許諾を得ずに製造し、売り出された特許権侵害製品であることを知らずに、その製品を使用し、又は販売する場合」。ここで、「知らずに」と「侵害とはみなさない」が、この条項の眼目であり、司法認定の基準と言われた。つまり、使用者及び販売者が、主観的な心理状態において、……「知らなければ」特許権侵害とはならないということであり、主観的な「知らない」要件であれば、違法行為に対する阻止事由になり、如何なる法律責任をも負わないものとする。この規定から見れば、使用・販売行為の目的を限定していないため、範囲が広すぎて、例えば、社会一般大衆として、普通の取引行為を通じて得た製品を日常的に使うことも、この条項に規定されている「使用」行為とも言えるおそれがあると言われた。語彙の内包と外延は確定されていないため、結果として特許権者の利益を保護しすぎ、社会生活を営む一般大衆の利益を損なう恐れがあり、利益バランスの調和という、立法目的の実現の障害になる。この条項において、使用者または販売者に対し、特許権侵害商品の出所について披露しなければならないという披露義務は規定されず、特許権者の保護に対し不利を与える恐れがある⁽²⁰⁾。また、特許権侵害製品の製造者は、特許権侵害の民事責任を負うことを避けるために、隠れた方式で侵害製品を製造し、他人に販売またはその製造製品を使用させると

いう実態になる恐れがある⁽²¹⁾。

外部要素から見れば、2000年前後のあたり、中国は無事に WTO 加盟することができるように、しばしば外国から非難されている知的財産権立法と保護問題を立法機関において全面的に整理し、改善した⁽²²⁾。そのなかで、販売者又は使用者が権利侵害を構成するのは、主観的悪意を必要とせず、主観的に善意であるかどうか及び合法的な出所があるかどうかは、その賠償責任を負う時の考慮要素となった。2000年改正特許法の第63条の2項は、「特許権者の許諾を得ずに製造し売り出された特許製品、又は特許方法により直接獲得した製品であることを知らずに、生産経営を目的としてそれを使用又は販売したが、その製品が合法的な出所を証明できる場合、賠償責任を負わない」と規定された。このような修正は、販売者と使用者に対する権利侵害責任の帰責原則に根本的な影響を与えた。即ち、このような状況下、以前の特許法（1985年及び1993改正）は、権利侵害責任が成立するかどうかは、責任者の過失を要件とする形は、改正後、損害賠償責任の成立は責任者の過失を要件とするようになることで、「合法的な出所」抗弁も、違法に対する阻止事由ではなくなり、損害賠償責任の免除に対する事由となった。

その後の特許権侵害訴訟実務において、「合法的な出所」抗弁が大量に引用され、「合法的な出所」抗弁の主体がしばしば拡張され、新しい類型の侵害者に対し、「合法的な出所」抗弁の引用ができるかどうか、争いの焦点になり、立法のヒステリシスが現れた。2008年前には、適度な抗弁主体は特許権製品の使用者と販売者しか含まれていなかったため、販売の申し出者が抗弁主体として訴訟を起こしたというケースが増えつつあるにもかかわらず、現行法（特許法2000年改正）によれば、販売の申し出者は「合法的な出所」抗弁を引用できなくなってしまい、2008年特許法の改正にあたって第63条2項の修正を迫った。結果として、2008年の改正法は、販売の申し出者を「合法的な出所」抗弁の主体に入れることになった。

2016年に、中国最高人民法院により頒布された「司法解釈（二）」によれば、「合法的な出所」抗弁に関する主観と客観要件について、さらに明確にした。即ち、「本条第一項でいう「知らずに」とは、実際に知らず、且つ知るべきでないことをいう。“合法的な出所”とは、合法的な販売経路、通常の売買契約等正常な商業取引方式により製品を取得したことをいう。“合法的な出所”については、使用者、販売申出人又は販売者は、商取引慣習に適合する関連証拠を提供しなければならない⁽²³⁾」。これによれば、裁判所はこのような事件の審理にあたって、「合法的な出所」抗弁請求を主張された被告側に証拠の提出を求め、且つ提出された証拠によって挙証責任を負う当事者に不利な結果を及ぼす恐れがあることを承知した上で⁽²⁴⁾、主観的と客観的要件から「合法的な出所」抗弁の成立に関わる審査・判断をすることに決着した。言い換えれば、このような事件に関する実務上の難関は、主観及び客観的な要件の審査・認定に関する基準に集中した。

| | | |
|----------------------|----------|---|
| 特許法 (1984) (1993) | 62 条 2 項 | 以下の状況がある場合、特許権侵害とは見なさない： 特許権者の許諾を得ずに製造し、売り出された特許権侵害製品であることを知らずに、その製品を使用し、又は販売する場合。 |
| 特許法 (2000) | 63 条 2 項 | 特許権者の許諾を得ずに製造し、売り出された特許製品又は特許方法により直接獲得した製品であることを知らずに、生産経営を目的として、それを使用又は販売したが、その製品が合法的な出所を証明できる場合、賠償責任を負わない。 |
| 特許法 (2008) | 70 条 | 特許権者の許諾を得ずに製造し売り出された特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営を目的としてその特許権侵害製品を使用、販売の申し出、あるいは販売したことに對し、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、賠償責任を負わない。 |
| 司法解釋 (二) (2016) | 25 条 | 特許権者の許諾を得ずに製造し売り出された特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営を目的としてその特許権侵害製品の使用、販売の申し出又は販売を行い、且つ当該製品の合法的な出所を立証できる場合、権利者が前述の使用、販売の申し出または販売に対する差止請求の主張を行う場合、人民法院は支持しなければならない。ただし、被疑侵害製品の使用者が、当該製品の合理的な対価をすでに支払ったことを立証できる場合はこの限りではない。 本条第一項でいう「知らずに」とは、実際に知らず、且つ知るべきでないことをいう。 本条第一項でいう「合法的な出所」とは、合法的な販売経路、通常の売買契約等正常な商業取引方式により製品を取得したことをいう。合法的な出所について、使用者、販売申出人又は販売者は、商取引慣習に適合する関連証拠を提供しなければならない。 |
| 特許法 (2020) | 77 条 | 特許権者の許諾を得ずに製造し売り出された特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営を目的としてその特許権侵害製品を使用、販売の申し出、あるいは販売したことに對し、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、賠償責任を負わない。 |

図表 4：「合法的な出所」抗弁条項に関する変遷

II 特許権侵害における「合法的な出所」抗弁の構成要件

2011年末頃、中国最高院人民法院知的財産法廷である民三廷は、既に特許権侵害に係る判断標準について、特別プロジェクトとして、調査・研究の作業を始めた。「司法解釈(二)」を2014年度最高人民法院司法解釈立項計画に含めて、全国に向けて公開意見を求めた。関連機関や法学者、弁護士、企業側などが意見をまとめた上で、草案を16回審議し成文化して、2016年1月25日に最高人民法院審判委員会により、討議を経て通過した。「司法解釈(二)」の起草は特許法の立法目に集約し、特許裁判の実践に立脚し、特許裁判にかかる問題点を直面して、利益平衡原則を維持したという⁽²⁵⁾。

特許法(2008年改正)第70条において、使用者、販売の申出者、販売者が申立てた「合法的な出所」抗弁が成立すれば、その賠償責任は免かれる。しかし、実務において、大きな争点になったのは、善意の使用者に対し、「合理的な出所」を証明した上に合理的な対価も支払った場合、その商品の使用行為を差し止めとするべきか否かという問題である。実際に、特許権侵害製品の使用者は、自分が購入した製品が侵害製品であることを知らない、且つ知るべきでないにもかかわらず、侵害行為チェーンの末端ユーザーであるため、権利者に容易に見つかり、権利者に訴えられるケースが多いという見解が最高裁に示された⁽²⁶⁾。この場合、たとえば製造者、販売者、使用者共に共同(侵害)被告となり、特許法(2008年改正)第70条によれば、侵害行為が成立すると、「合法的な出所」抗弁があっても、使用者に対し損害賠償の責任を負うことを免れるが、使用差止めの権利侵害責任を負わなければならない。もし、差止めをしなければ、その対価として特許権の使用料を支払わなければならないことになる。しかし、この場合には、使用者は特許権侵害製品を購入の際、既に費用を払ったはずであって、もし使用行為を差止めず継続するならば、使用料を支払うことで、実際には二倍の対価を支払うことになってしまう。よって、「司法解釈(二)」は利益平衡原

則に従い、特許権と他の民事権利との法律境界を明らかにするため、第25条の但し書きを通して、善意の使用者（の差止め）を排除した⁽²⁷⁾。「司法解釈（二）の施行に伴い、「合法的な出所」抗弁の構成要件も、理論と実務両面から、検討し明らかになってきた。即ち、「合法的な出所」抗弁を成立させるには、侵害製品が「合法的な出所」を有するという客観的な要件と、販売者等には主観的な過失がないという要件を同時に満たさなければならない⁽²⁸⁾。

1. 主観的要件——「知らずに」

「合法的な出所」抗弁を成立させる主観的な要件は、抗弁者自身が使用、販売の申し出若しくは販売している製品が、他人の権利を侵害したことを知らないことを指す。ここで、「知らずに」とは、実際に知らず、且つ知るべきでないことをいう⁽²⁹⁾。実際に、実務において、この要件に関する審査及び認定は、極めて困難だと言われる。

「知らずに」という主観的な要件の立証責任は権利者が負うか、抗弁者が負うか、について、意見が分かれていた。抗弁者はその抗弁に対する主観的と客観的要件を共に立証すべきだという意見⁽³⁰⁾もある。一方、抗弁者は客観的な要件を立証しなければならないが、権利者は抗弁者に対し、その主観的な要件を満たさないことを立証すべきだという意見もある⁽³¹⁾。学問上の代表意見は、「行為者が自分の行為に対し、合法的な出所に関する挙証をすることは、主観的な善意であって、賠償責任を免れるよう証明することである。ここで、立証責任の転換になる。即ち侵害者が自ら、自分の主観的な状況を証明することになる」^{(32)、(33)}。

これに対し、裁判官側は、「原告の権利者は、もし、以下のような事実存在を証明できれば、例えば、販売者が権利者との間に特許製品を販売する契約証などを結んだこと……あるいは権利者が使用者、販売者に対し、警告書もしくは弁護士書状を送った事実があれば、使用者或いは販売者が知っている、若しくは知るべきである理由が合理的であると認定すべき⁽³⁴⁾」。

この点に関して、広東雅潔意匠権侵害案⁽³⁵⁾を通して、再審の段階で、

最高人民法院は、「主観的要件という消極的な事実に対しては、消極的事実の証明規則に基づき、権利侵害者（抗弁者）が使用、販売の申出または販売しているものが権利侵害製品であることを知っている若しくは知るべきことを、権利者は証明し、それによって“合法的出所”抗弁の成立を否定しなければならない。もし、権利者が権利侵害者（抗弁者）に対し、（権利侵害製品であることを）知っているもしくは知るべきことを証明できなければ、一般的、侵害者の使用、販売の申出または販売しているものが権利侵害製品であることを“知らずに”と推定されるので、その権利侵害製品の使用者と販売者は「善意的」と認定できる」という見解が出された。“伊蘭特眼鏡案”⁽³⁶⁾において、裁判所側も同じ見解の判旨を下した。よって、実務上に、「合法的な出所」抗弁成立の可否の際、主観的な要件に関して、一般的に権利者即ち原告は証明しなければならない。被告に対し、消極的な証明責任を負うしかないため、原告側は被告が「知っている」ことを積極的に証明しなければならないし、「知っていること」或いは「知るべきであること」を証明若しくは推定できる証拠が必要とされる。

どんな状況で被告が特許権侵害製品であると「知らずに」或いは「知るべきでない」ことを推定できるのか、実務上で判断するのはいろんな困難があったが、一般に、①一つの特許権を重複的に侵害される場合、②販売者と製造者が同一人物であって「合法的な出所」抗弁を主張できない場合、③合理的な通知書を受け取った後、「合法的な出所」抗弁を主張できない場合、④明らかに市場の仕入価格より低価格或いは明らかに取引習慣に合わない行為あった場合において、逆に「知っている」或いは「知るべきである」ことを推定できるとされる。

判例によれば、①の場合、仮に、被告が特許権侵害として、特許権者にこれから侵害しないこと承諾をしたにもかかわらず、また再侵害をした場合、その「合法的な出所」抗弁に関する主観的な要件が備わらないことで、提出された証拠が採用されるか否かに関係なく、主観的な要件を満たさないことになる⁽³⁷⁾。②の場合、製造を他人に委託す

る場合を含む、受託人も「合法的な出所」抗弁の主張ができないとされる。また、被告人が権利侵害製品の製造や販売することに参入した場合、その「合法的な出所」抗弁の主張権利も失ってしまう⁽³⁸⁾。③の場合、成立するなら、特許権者（原告）から侵害者（被告）に送達された通知書の記載内容に十分な必要情報が記載されることを基準とし、侵害者の主観的な心理状態を推定できるとされる⁽³⁹⁾。④の場合、抗弁者が提出した「合法的な出所」抗弁に係る証拠が、商取引慣習に適合しなければならない。例えば、案外人（事案外のもの）が販売者に対し、発行された該当製品の製造や販売に関する説明書という、言わば証言のみで他の客観的な証拠がなく、証明力が乏しい場合、それによって、「知らずに」などと繋がらないため、「合法的な出所」抗弁の主観的な要件の構成ができない⁽⁴⁰⁾。

2. 客観的な要件——「出所が明確且つ合法的である」

「合法的な出所」抗弁成立に不可欠な客観的な合成要件とは、権利侵害製品が明確な出所を有し且つその出所が合法的であることを指す。ここでは客観的な要件を構成するための立証責任を抗弁者が負うことに異議がない、つまり抗弁者にとっては、この要件を満たすために、権利侵害製品について、明確な出所を有する且つ合法的であることを、証拠を挙げて証明しなければならない。製品の出所が明確であるかどうかは、客観的な事実を判断することである。その出所が合法的あるかどうか、事実認定することであり、法律的評価が関っている。抗弁者にとって、主観的な「知らずに」要件を満たせるのは、自分が使用、販売の申出或いは販売する製品が、権利侵害製品であることを知らないことで、つまり合理的な注意義務を負わなければならない。「出所が明確且つ合法的である」という客観的な要件を満たすために、権利侵害製品の仕入ルートなど出所に関する情報を提供し、情報に関する披露義務を果たさなければならない⁽⁴¹⁾。

抗弁者にとっては、出所が明確であることを証明するために、明確で、真実且つ唯一存在する仕入先という情報を提供しなければならな

い。提供された情報について、少なくとも原告側がその主体（仕入先）のことを分かり、或いは調べることができるなら、その仕入先の個人情報に関して、必ずしも提供されなければならないことはない（例えば、仕入先のホームページ等）⁽⁴²⁾。しかし、一般的に仕入先、いわゆる「提供者情報」を確定することは、善意の侵害者が「合法的な出所」抗弁の成立によって賠償の責任を免れる場合、善意の侵害者に提供された侵害製品提供者の情報に基づき、その提供者に賠償など請求の主張が行われることを目的としているので、善意の侵害者から説明された「提供者情報」が『民事訴訟法』⁽⁴³⁾に関する「被告を明確にする」⁽⁴⁴⁾という要求に適合しなければならない⁽⁴⁵⁾。即ち、侵害製品提供者は自然人である場合、その名前、性別、勤務先、住所等の情報を含まなければならない。侵害製品提供者が、法人或いは他の組織である場合、その名称、住所を含まなければならない。この見地から、民事訴訟法第119条及び121条の規定に従って、善意の侵害者に対し、侵害製品提供者に関する情報説明を求めるのは、普通の取引慣習においても適合されると考えられる⁽⁴⁶⁾。

また、「出所が合法的」であることは、侵害製品を合法的に取得したと解釈できる。「司法解釈（二）」によれば、「出所が合法的」とは、合法的な販売経路、通常の売買契約等正常な商業取引方式により製品を取得したことをいう⁽⁴⁷⁾。実務において、「出所が合法的」であることに関する判断基準については、それぞれの裁判所の把握標準が一致していない。最高人民法院より公布された「典型的な判例」からみれば、この判断基準に指導的な見解が見出される。即ち、「出所が合法的」とは、合法的な販売経路、正常な取引方式により、合理的な価格で、他者から購入した侵害製品であり、且つ、主観的にその製品が権利を侵害したことを知らないことである⁽⁴⁸⁾。「取引慣習」に関しては、原則的に購入領収書、レシート、支払い伝票等含まれるが、ほかのさまざまな（例えば正規なものでない）約束了解書や仕入れ送り状等のものの証明力についても、実情に基づき、ケースバイケースで「販売商の相違

により、「拳証義務を区分すべき」であるという意見も出されている。例えば、卸売業対小売商、大型スーパーマーケット対自営業者の場合、後者より前者はもっと大きな注意義務を引き受けなければならないということである⁽⁴⁹⁾。また、自営業者等の場合、高度な注意義務を負わせるべきでないという判決も見られる⁽⁵⁰⁾。ただ、「取引慣習」に合致する相対的な証拠が乏しい場合、「出所が合法的」であることを認められない⁽⁵¹⁾。

Ⅲ 「合法的な出所」抗弁を認定の際に係わる問題点

1. 「出所が合法的」に関わる争議

上に述べたように、客観的な要件として、権利侵害製品の「出所が合法的」であることの判断が抗弁にとって成立するかどうかは重要な点である。しかし、現実では、異なる裁判所の間、又は学者と裁判官の間に、判断に関する観点の相違があるという背景の下は、特許権侵害訴訟事件の事件状況や争議焦点等、たとえ殆ど似ていても、結果として異なる裁判所により、異なる判決が下さることもしばしばである⁽⁵²⁾。

中国では、最高人民法院は「司法解釈」の形で、法の理解、認識及び執行にあたって、法律効力を有する指導・解釈を行っている。このほか、各省高級人民法院等、ある種（分野）の事件において審理のガイドライン（中国語：“指導意見”）のようなものも、時々配布されることになる。「合法的な出所」抗弁の審査基準に係る「司法解釈」と“指導意見”については、上に述べた最高人民法院の「司法解釈（二）」のほか、広東省高級人民法院の「著作権侵害等紛糾案件に係る若干問題の指導意見」⁽⁵³⁾第10条、江蘇省高級人民法院の「特許案件裁判ガイド」⁽⁵⁴⁾第5条10項などが数えられる。しかし、これらの文書を比べると、権利侵害製品の販売者に対する拳証責任において、広東省高級人民法院のガイドラインは、はるかに厳しいと思われる。つまり、販売者に対し、提供される証拠において、形式的な要件と実質的な要件の両方を満た

さなければならないことである。販売者は製品を購入或いは入手した際、少し注意に欠けていれば、事後に（訴訟の際）裁判所に規定されたレベルの証拠を提出し難く、最終的に賠償責任を負わなければならないになってしまう。このような厳しい審査では、販売者の不公平に繋がる恐れがあるのではないかと考えられる。これに対し、江蘇省高級人民法院の「指南」から見れば、「合法的な出所」に関する認定について、完全に契約法から規定された要件に基づき、販売者に対し、契約要件の正当性と合理性を証明できさえすれば、即ち、裁判官の心証成立という証拠を取得すれば、証明する任務（義務）が完了するが、証拠の形式は問わない、という見解が感じられる。ただ、最高人民法院の「司法解釈（二）」の頒布・施行が、権威的な指導意義を持つことや、合理性を評価することに伴い、各地方裁判所のガイドラインや「指導意見」等により、「合理的な出所」抗弁に関する規定等、「司法解釈（二）」や改正特許法の方針に基づいた修正作業を行っているだろうと考えられる。

だが、最高人民法院「司法解釈（二）」と「特許案件裁判ガイド」江蘇省高級人法院の見解に対し、疑問の意見も見出される。即ち、「合法的な出所」に関する認定の際、「正当な取引行為」が「合法的な出所」と同等とされる考え方について、議論の余地がある⁽⁵⁵⁾。なぜならば、契約関係の正当性と合理性は、合法性と等しくないから、侵害製品に関する「合法的な出所」の合法性とは、契約関係の形と手続きが法律規定に適合することである。一方、その正当性は契約関係の内容に対する価値的な判断であって、契約関係の内容に対し、正しさと合理性に適合しなければならないということである⁽⁵⁶⁾。よって、最高人民法院と江蘇省高級人法院の見解は、契約関係の正当性と合法性との関係を混乱してしまったのではないかと思われる。

また、「合法的な出所」に関する審査時に把握した寛厳度については、異なる意見がある。法院は審査時に、契約を結ぶ時係る商品が訴えられた権利侵害製品と同一であるか、また契約日時がほかの証拠と関連

性がある証拠チェーンになり得るか⁽⁵⁷⁾、そして契約された商品の数量が実際に取引された数量と同じか、ということに重点を置くべきだという意見がある⁽⁵⁸⁾。つまり、販売者から販売された侵害製品が、売買契約された商品との関連性及び証拠チェーンになれるかどうかについて審査すべきだと主張している⁽⁵⁹⁾。最高人民法院の最近の判例もこれに依じて、「合法的な出所」抗弁に関する証拠においては、取引の相手、真実性、取引行為に関する証拠間の関連性、取引行為と侵害製品の同一性等の厳格に審査を行わなければならないという判旨が見られる⁽⁶⁰⁾。しかし、これに対し、一部地方裁判官側は、法廷に対し、販売者が生産者の関連資料を提出する、且つ、原告は販売者の主観的な故意を証明できない場合には、「合法的な出所」抗弁が成立し、販売者から提出された証拠を重視しなくてもよい、という類の見解も現れている⁽⁶¹⁾。この見解から見れば、販売者の主観的な過失を証明する挙証責任を特許権者に分配し、販売者に対し、「合法的な出所」に関する証拠が証拠チェーンになっていることを証明すればよい。即ち販売者の主観的な過失を証明する際、「過失推定」が適用されるが、更に多くの挙証責任を取るように要求してないことがわかる。もちろんそれぞれの立場から、上述の観点にそれぞれの道理があるが、厳格にするか、それとも寛大にするか食い違うことになってしまったことにより、これらの論点に関する立論基礎に、何らかの瑕疵が存在していることが明確になったとは間違いないだろう。

2. “三無製品”の場合「出所が合法的」であることが直接否定できるか

中国で、“三無製品”という言葉は、法律用語ではなく、ある意味で一般普通名称として使われている。“三無製品”とは、生産日時、質量合格証（或いは生産許可証）及び生産者名称を有しない製品を指す。また、メーカー名称、メーカー住所及び生産衛生許可証コードが付かない製品という説もある。そのほか、メーカー名称、メーカー住所及び商標が付かない製品と理解する考えもある。いずれにしても、このよ

うな“三無製品”と思われる商品の流通に関して、中国の一部の行政的な法律や法規等に違反し、消費者から告発や損害賠償の請求等を求められ⁽⁶²⁾、罰金や没収等の処罰せ取締りが厳しく行われている⁽⁶³⁾。

もし、双方が争う権利侵害製品が“三無製品”であって、被告が「出所が合法的」と申立てた場合、「合法的な出所」抗弁を適用されるかどうか、実務上でも焦点になった。“三無製品”の流通に関しては、合法性を有していない、且つ知的財産権侵害の可能性が高いため、販売者にとって当然それを知るであって、合理的な注意義務を怠り、その主観的な善意を推定できず、「合法的な出所」抗弁を適用しない判決⁽⁶⁴⁾も見出され、一部の研究成果にも影響を及ぼしたと考えられる⁽⁶⁵⁾。しかし、簡単に“三無製品”を販売することと、知的財産権の注意義務を果たさないことは同一視すべきではないという意見も目立っている。その理由としては、①一部の商品の体積が小さくて、メーカー名称、メーカー住所及び生産衛生許可証コードなど、商標以外付かない②“三無製品”の問題は製品品質の問題に属しているが、必ずしも同時に知的財産権侵害することに限らない、などが挙げられる⁽⁶⁶⁾。最近の判例の一つに⁽⁶⁷⁾、「“三無製品を販売することは、販売者に法律法規違反を導く恐れがあるが、販売者の注意義務を果たせるかどうかに関する考慮要素の一つになることに対し、直接合法的な出所抗弁を否定することはできない」という判旨が下さり、この意見を支持する傾向も見られる。また、販売者の主観的な過失があるかどうか判断の際、もし、“三無製品”が販売された場合、即ち「製品質量法」の規定に基づき製品名称、メーカー名称及びメーカー住所が表示されていない場合、相応の行政管理機関により取締ることができるが、これによって販売者が権利侵害製品であることを「知っている」と「知るべきである」と認定することができない、という判決も下された⁽⁶⁸⁾。

3. 侵害製品提供者の被告として追加することができるか

市場経済活動において、製造・流通の流れには、複数の取引の主体に関わることが多く見られ、訴訟の際に権利者がすべての侵害者を被

告に入れるとは限らない。販売者は、侵害製品を事件外の第三者から取得し、且つその証拠を提示された場合、何らかの条件の下で、事件外第三者をも、被告として追加すべきかどうか、実務上でも争議になった。

ある観点で検討すると、当事者間の紛糾事実は段階性と限界性がある。権利者は販売者の権利侵害責任を追及する側を選択し訴えたことについて、事件に対する影響を及ぼす範囲や受容れる程度など、権利者の認識を有すべきである。裁判所は当事者の訴訟権利を尊重すべきであって、権利者が事件外第三者を被告と追加することに同意しない場合、裁判所は第三者を被告として追加すべきでない。そうでないと、事件の裁判期限を長期且つ不安定状態に陥れてしまう⁽⁶⁹⁾。また、ある観点では、この問題についての各裁判所の裁定の相違により、一部の権利者は同一侵害を手がかりとして、本来の侵害者を追究するために継続し訴訟を起こさなければならない。そうすれば、権利者が訴訟することにより過酷な疲労を付加するにもかかわらず、司法コストの浪費にも繋がりがねない。したがって、販売者の「合法的な出所」抗弁が成立すれば、侵害製品提供者を被告と追加すべきである⁽⁷⁰⁾。そのほか、司法効率と司法公正に関するバランスの視点から捉え、追加すべきか或いは省くべきかという一方的な主張ではなく、実務上ではケースバイケースで処理すべきという見解も見出される。具体的方策として、①権利者が承認且つ同意する場合、実質的に訴訟請求権の増加に相当し、裁判所は被告として事件外第三者を追加すべき②もし、権利者が追加することを同意しない、しかも侵害者から権利侵害製品の出所に関する初歩的な証拠を提出された場合、裁判所は職権に基づき、事件外第三者を被告と追加すべき③もし、権利者が追加することに同意しない、且つ、侵害者から権利侵害製品の出所に関するいくつかの証拠を提出されたが、証拠の形式要件を満たさない場合、裁判所は事件外第三者を被告と追加する請求を拒否すべきということである⁽⁷¹⁾。

IV 「合法的な出所」 抗弁の視点から見る、特許権侵害される場合の方策

1. 「合法的な出所」 抗弁の立法目的に関する認識

中国特許法における「合法的な出所」抗弁に関する制度は、特許権者の合法的な権益を維持すると同時に、市場取引安全の需要に基づき、善意第三者の合法権益も保護することにより、社会公共秩序の安全を維持することを目的としている。「合法的な出所」抗弁制度の構造の本意は、特許権者と善意第三者の間に、利益の平衡点を探すことである。よって、法律は販売者に対し、相応の法律義務を課し、知的財産保護を強化する一方、その善意の販売者の合法的な権益を保護していくために、立法の際、権利者が販売者の悪意を証明できない場合は、販売者にその合法的な出所を提出しなければならないと求めることによって、販売者は賠償責任を免れるという仕組みである。このような立法の考慮は、本来の目的として、特許権者が販売者に対する訴訟を通して、侵害製品の生産出所を見つけ、その侵害製品の製造者に相応の民事責任、若しくは刑事責任を追究できることである⁽⁷²⁾。

2. 「知っている」ことを証明する際の注意点

特許権者の立場から、相対人である権利侵害者が、その使用、販売の申出或いは販売している製品は侵害製品であることを「知っている」ことを証明するために、以下の方向から挙証しておくべきである。

- ① 権利侵害者は、以前も特許権者の特許製品を使用、販売の申出或いは販売したことがあった。これらの証拠が特許権者の手中に有れば、特許権者にとっては、挙証することが比較的容易になる。もし、争議になった商品につき、以前、部品などの組立て行為があった場合、侵害行為と視し、裁判官側は、権利侵害者の「合法的な出所」抗弁主張を受け入れられないことになる⁽⁷³⁾。
- ② 権利侵害者は特許権侵害製品を購入する際に、市場価格により明らかに若しくは不合理に安価である場合、これらの証拠につ

いて、普通は侵害者の手に握られているが、時によっては、侵害者は自分が使用、販売している侵害製品に、合理的な出所があることを証明するために、自主的に提出するが多い。その時、特許権者にとっては、販売者から提出された「市場価格より明らか、若しくは不合理に安価である」証拠に注意すべきである。その事実、販売者が使用、販売している製品は、侵害製品であることを知っている証拠になる。

- ③ 特許権者は特許権侵害者に対し、特許権を侵害されたという旨の弁護士書状、警告状或いは通知書を送る場合、弁護士書状等において、十分な必要情報を記載或いは添付しなければならない。特許権侵害製品の情報、特許権情報、侵害対比情報及び特許権者連絡情報を含むが、その限りではない。言い換えれば、訴訟において、侵害者（販売者）が「合法的な出所」抗弁を申立てると予想すれば、それを対抗するために、一番容易な方法として、事前に侵害者に対し、十分な必要情報を記載した警告状などを送達することである。なぜなら、もし、「合法的な出所」抗弁を請求された場合、その抗弁が成立するかどうか、まず侵害者（被告）の心理状態に関する認定が鍵になる⁽⁷⁴⁾。即ち、侵害者が意識的に使用、販売している製品が特許権侵害製品であることを知っているかどうか、という問題である。特許権者は訴訟を起こす前に、侵害者に対し、権利侵害されたことを旨とする警告状などを送達すれば、その警告状に記載、若しくは添付された情報が、十分で必要な程度に達しているかどうかを基準にし、侵害者が他人の特許権を侵害する主観的な心理状態が推定できる⁽⁷⁵⁾。特許権者は侵害者に対し、権利侵害されたことを口頭で知らせる場合、「知っている」ことを証明できず、構成要件が成立できないことを要注意⁽⁷⁶⁾。

3. 商品の「出所が合法的」であることを証明する際の注意点

特許権利者であろうと、権利侵害者であろうと、争いに係る製品が

「合法的な出所」を有しているかどうかについて、証明を展開する過程で、提出された証拠においては、以下の理解と認知の必要がある。

- ① 特許権侵害訴訟事件において、「合法的な出所」抗弁の請求を申立てられた場合、争議になった製品については、その部品ではなく製品の全体に対し、「出所が合法的である」ことを証明しなければならない。製品の全体とは、特許保護範囲と一致していて、その一部分ではないこと指す⁽⁷⁷⁾。部品に関しては、たとえば特許クレームの一部としても、その部品を組立てる行為に対し、使用或いは販売行為ではなく製造行為と見なされる⁽⁷⁸⁾。「合法的な出所」抗弁の請求者が、証拠に基づきその販売している部品の「合法的な出所」の証明ができて、商品全体の「合法的な出所」を有することは立証できず、「合法的な出所」抗弁の成立は認められない⁽⁷⁹⁾。
- ② “普通商品と特殊商品に関する扱いを区別すべき”と念頭に置いたほうがよい。例えば、医薬品、健康食品、花火と爆竹等、公衆安全に関わる製品について、これら製品の製造者、販売者に対し、法律や法規などでは製造・販売行為を強制的で厳格な規制が有するとされている。例えば、健康食品を購入の際、販売者は仕入れる時に、供給者に対し、販売証憑を求めなければならない上に、供給者の相応な資質（資格）を確認しなければならない。即ち、供給者が営業許可証、生産経営許可証、関連商品の認証マーク、検査報告書や合格証明書等を確認しなければならないのである。したがって、この場合、販売者が上記の義務を果たしていなければ、訴訟においては、侵害製品の「出所が合法的」である主張が成立し難いことは間違いない。
- ③ 当事者の一方は「合法的な出所」抗弁請求を行う場合、該当事者（侵害者）に対し、侵害訴訟の訴状を受け取った際、若しくは権利侵害のおそれがあるという旨の具体的な情報（警告書等）を承知した時、合理的な時間内に、侵害製品の棚卸しをしたか

どうかを確認すべきである。もし、合理的な時間内に、棚卸しをしていなければ、他人の特許権を侵害のおそれがある製品を販売していることに対し、主観的に「知っている」と推定される可能性が十分にある⁽⁸⁰⁾。当然、主観的に「知っている」と推定され「合理的な時間内」に関する判断は、事件に係る特許の種類、該当侵害製品の基本情報、権利侵害状況の比較分析、当事者の特許に対する判断能力及び主体情報等の要素に基づいて、総合的に考慮しなければならないと考えられる。

おわりに

中国では、「合法的な出所」抗弁制度が最初に増設されたのは、2000年に改正された「特許法」で、2001年に改正された「著作権法」では、同じく2001年に改正された「商標法」等の知的財産法に依って、行政法規と司法解釈が、それぞれ規定されていた。その立法の背景は、中国が当時、WTO加盟の重要な時期にあり、TRIPs協定の規定⁽⁸¹⁾に合致するために、法律改正が行われたものと考えられる。合法的な出所抗弁制度の設立目的は知的財産権を保護すると同時に、善意の権利侵害者に合理的な救済を与え、当事者の利益バランスと取引の安全を守ることである。善意の権利侵害者が「合法的な出所」抗弁を成立させ、賠償責任を負わない場合、権利者は権利侵害製品の提供者に権利を主張することにより救済を受けるしかない。権利者は、被疑侵害者の合法的な出所抗弁が成立し、権利侵害製品の提供者が見つからない場合、権利の保護を受けられない状態にならないよう、法律は被疑侵害製品の使用、販売者に、被疑侵害製品提供者の詳細な情報を提出しなければならないと要求する。提出しなければ、「合法的な出所」抗弁の成立ができず、侵害行為とみなされ、損害賠償しなければならない。

中国知的財産法における「合法的な出所」抗弁制度の設立は、当時の中国商品小売業の事情という、もう一つ背景も考えられる。「合法的

な出所」抗弁制度は中国の国情に適応するように生まれたもので、中国的な特色を持つことがわかる。この制度の運営にあたって、権利者の最終的な合法権益を守らなければならないことを目的としているが、被告にとっては、「最後の救命措置」として賠償責任を免れるものと見なされ、他の抗弁手段も尽くして頻繁に使われる。社会経済の発展、科学技術の進歩に伴って、あらゆる状況が日々変化する今日、特許権侵害紛争における「合法的な出所」抗弁の司法適用、認定も、一連の新たな状況に直面している。例えば、客観的な証拠で「合法的な出所」抗弁主体の主観的善意問題を認定する場合、特許侵害者は「合法的な出所」抗弁主体として自分の利益のみを考え、自分の侵害行為を自発的に認めることはあまりないだろう。特許権者は、客観的証拠によって、被疑侵害者の抽象的な主観的悪意を証明しなければならない。裁判所が判定する時に考慮するのは、単なる関連証拠の関連性、客観性だけの問題だけではなく、ほかにも様々な要素があり、(裁判所の相違による)判決の相違から見れば、裁判官の高等的、且つ合理的な判断力も求められている。本文は、最高人民法院の判決を多めに取り上げ、その指導性及び傾向性に注目していただきたい。

中国では、2019年以来、知的財産法律体系の完備を急いでいる。特許法、商標法及び著作権法等の改正を行った上に、10余りの司法解釈の改正や公布も行った。また、2020年12月29日に、最高人民法院は「一部の指導的な判例を参照されない件に関する通知」⁽⁸²⁾を公布し、その中には、2013年一つの特許権侵害指導判例が含まれた。実務において、時代の流れに合わせて、権利侵害における判断基準に対し、見直しや調整などを感じられる。これらの変化が、中国における知的財産の司法実務環境に影響を及ぼすことは間違いない。中国の特許権侵害紛争における「合法的な出所」抗弁の流れ、内包及び法に入る過程などの研究に通じることは、立法の背景や目的等の理解を助けることだけでなく、実務において司法の適用事情を認識しやすいであろう。今後、このような問題直面する場合、「合法的な出所」抗弁により、有効で合理

的な対応ができるよう願う。

- (1) データ出所：中国・国家知識産権局に公表された各年度の『中国知的財産保護状況』白書、及び各年度『国家知識産権局年度報告』による。
- (2) 同1。
- (3) データ出所：中国・最高人民法院『中国法院知識産権司法保護状況』による。
- (4) 中国では、知的財産保護強化の一環として、行政ルードや司法ルード共に、侵害行為に対し、出所までの取り締まることを重視し続けている。陳中利・姚勇「武漢知識産権保護高潮迭起」、中国知識産権報、2006年2月15日付け；張元斌「保護知識産権打撃侵權要从源頭入手」、貴州日報、2011年11月20日付け；胡居桂・付強「打撃假冒包裝設計源頭、切実加強知識産権保護」、中国包裝報、2011年10月24日付け。鄒春陽「精准打撃鏟除源頭、堅決遏制侵權盜版 公安部就打撃電影侵權盜版違法犯罪及“2・15”系列專答記者問」、中国防衛偽裝報道、2019（05）、第56－58頁。等参照。
- (5) 劉斌斌・付京章「論專利制度的本質及其社会効応」、甘肅社会科学、2013（5）、第218－222頁。
- (6) 「中華人民共和國專利法」第65条。
- (7) ここに言う「単位」とは、中国において、社会における行政、經濟、思想のあらゆる面から管理・支配するあらゆる組織のことである。
- (8) 吳漢東「知識産権保護論」、法学研究、2000（1）、第68－79頁。
- (9) 1978年12月に開催された中国共産党第11期3中全会において、「プロレタリア文化大革命」を否定し、共産党の任務の重点を社会主義現代化の建設へと移し、改革開放の政策が決定され、価値法則に依拠し、国内經濟活性化を目標とした各種の改革・開放政策が行われ始めた。その後、法整備も急速に進められた。
- (10) 1979年7月8日に公布された「中外合資經營企業法」において、中国における知的財産法制度の創設を要求されると考えられる。1980年1月に特許法草案（第6稿）に関してWIPOと意見交換を行われ、6月6日に正式にWIPOに加盟した。1979年1月31日に、技術移転を目的とする「米中高エネルギー物理協定」を締結され、その中、知的財産権を保護する条項が取り入れられた。1979年7月7日に、「米中貿易協定」を締結され、その中、知的財産権保護問題について詳しく規定し、両国の貿易活動に指導的な意義を持つということであった。このようないろいろな動きがあった。
- (11) 『中華人民共和國商標法』、1982年8月23日、第五回全国人民代表大会常務委員会第24次会議により可決され、1983年3月1日より施行される。
- (12) 『中華人民共和國專利法』（1985年実施）、1984年3月12日、第六回全国人民代表大会常務委員会第4次会議により可決され、1985年4月1日に

- より施行される。
- (13) 『中華人民共和国著作権法』、1990年9月7日、第七回全国人民代表大会常務委員会第15次会議により可決し、1991年6月1日より施行される。
- (14) 劉斌斌「論專利制度下的独占与公共利益——以專利的經濟功能分析為視角」、蘭州大学学报(社会科学版)、2012(1)、第130-138頁。
- (15) 『中華人民共和国專利法』(1992年改正)、1992年9月4日、第七回全国人民代表大会常務委員会第27次会議により可決され、1993年1月1日より施行される。
- (16) 『中華人民共和国專利法』(2000年改正)、2000年8月25日、第九回全国人民代表大会常務委員会第17次会議により可決され、2001年7月1日より施行される。
- (17) 『中華人民共和国專利法』(2008年改正)、2008年12月27日、第十一回全国人民代表大会常務委員会第6次会議により可決され、2009年10月1日より施行される。
- (18) 『中華人民共和国專利法』(2020年改正)、2020年10月17日、第十三回全国人民代表大会常務委員会第22次会議により可決され、2021年6月1日より施行される。
- (19) 『最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件応用法律若干問題的解釋(二)』、法積(2016)1号、2016年3月21日頒布、2016年4月1日より施行。
- (20) 祝建軍「專利法中合法来源抗辯制度の司法運用」、電子知識産権、2008(6)、第54-56頁。
- (21) 尹新天『中国專利法詳解』、知識産権出版社(2012年)、第644頁。
- (22) 李双利・魏大海「合法来源条款立法文本新探」、中華商標、2011(5)、第42-45頁。
- (23) 『最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件応用法律若干問題的解釋(二)』第25条。
- (24) 「清鎮市欧意經營部・黄侵波侵害發明專利權糾紛」案(2021)最高法知民終868号。
- (25) 宋曉明、王闖、李劍「關於審理侵犯專利權糾紛案件応用法律若干問題的解釋(二)的理解与適用」、人民司法、2016(10)、第28-36頁に参照。
- (26) 同25。
- (27) 当時、草案に対し、意見を分かれていた。一つは、もし、使用者の差止め責任を免除することは、特許法(2008年改正)第70条と衝突するという。一方、制度の創設の本意から見れば、「合法的な出所」抗弁制度は特許権侵害の源を打撃する目的で、製造者こそ権利侵害の主要な源であるという意見も出された。「司法解釋(二)」は、後者の意見を採用した。
- (28) 「南安市九頭鳥衛浴潔具有限公司・長沙市芙蓉区祥業閥門潔具商行等侵害实用新型專利權糾紛」案(2021)最高法知民終767号。

- (29) ここで、中国語の環境から、その反対的な意味を考えれば、即ち「明確に知るまたは知るべき」だということである。
- (30) 九牧廚衛股份有限公司訴福建省泉州市宏炬建材有限公司、貴陽南明順達兼建材經營部侵害外觀設計專利權糾紛」案 貴州省貴陽市中級人民法院（2018）黔01民初54号民事判決書。
- (31) 「吳敬発、余華、余芳・鄧志民、李梅侵害發明專利權糾紛」案 南昌鐵路中級人民法院（2018）贛71民初1号民事判決書。
- (32) 吳漢東「試論知識產權的“物上請求權”与侵權賠償請求權——兼論《知識產權協議》第45条規定の實質精神」、法商研究、2011（5）、第3—11頁。
- (33) 李潔「知識產權審判中合法来源抗辯之審查」、『探索社會主義司法規律与完善民商事法律制度研究—全國法院第23屆學術討論會獲獎論文集』、人民法院出版社、2011年12月、第1187—1195頁。
- (34) 呂娜「知識產權侵權訴訟中的合法来源抗辯」、人民司法、2007（19）、第83—88頁。
- (35) 「廣東雅潔五金有限公司訴楊建忠、盧炳仙侵害外觀設計專利權糾紛」案（2013）民提字第187号。
- (36) 「北京伊蘭特時代眼鏡有限公司与長沙市岳麓區鷹視眼鏡店侵害實用新型專利權糾紛一審民事判決書」（2015）長中民五初字第01101号。
- (37) 「肇慶市衡芸實業有限公司訴鄭州大木林電子科技有限公司侵害發明專利權糾紛」案（2020）最高法民終1010号。
- (38) 「梅尔·阿夫加林訴河南新佰睿貿易有限公司侵害發明專利權糾紛」案（2020）最高法知民終299号。
- (39) 「孫俊義与鄭寧侵害實用新型專利權案」二審終審判決に対し、原告は不服とし、最高人民法院に再審を申立てた。再審の最高人民法院は、「……二審判決に対し、被告の主観的な“知っている“ことに関する認定標準があまりに高すぎて、遼寧省高級人民法院に再審を命じた」。
- 最高人民法院民事裁定書（2014）民申字第1036号。
- 遼寧省高級人民法院民事判決書（2013）遼民三終字第79号。
- (40) 「深圳市洛斐客文化有限公司訴廣州廣翰科技有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2019）最高法知民終515号。
- (41) 「曾軍訴東莞市愛佳網絡科技有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2020）最高法知民終758号。
- (42) 「源特盛塑膠電子（深圳）有限公司訴中国移动通信集團上海有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2019）最高法知民終631号。
- (43) 『民事訴訟法』第119条の2項。
- (44) 『民事訴訟法』第121条の2項。
- (45) 丁文嚴「論知識產權侵權訴訟中合法的来源抗辯的構成要件」、知識產權、2017（12）、第52—58頁。

- (46) 「綿陽農科区長永玖通訊店・源特盛塑膠電子（深圳）有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2021）最高法知民終730号。
- (47) 『最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋（二）』第25条。しかし、現在まで、著作権法と商標法領域において、同じような解釈がまた見出されていない。
- (48) 「魯道夫・達斯勒体育用品波馬股份公司訴蘇州好又多百貨商業有限公司侵犯商標專用權糾紛」案（2008）蘇中知民初字第0065号。
- (49) 王芳「浅析著作権糾紛中銷售者合法来源抗辯的使用問題——三個不同判決引發的思考」、中国版權、2013（2）、第11—14頁。
- (50) 「源特盛塑膠電子（深圳）有限公司訴開平市長沙零之度電訊店侵害實用新型專利權糾紛」案（2017）粵民終2270号。
- (51) 「成都孚德瑞斯永達机电有限公司・金民海侵害發明專利權糾紛」案（2021）最高法知民終280号。
- (52) 「麗德公司訴洲明公司侵犯專利權」案、広東省高級人民法院（2008）粵高法民三終字第98号民事判決。また、高静「合法来源抗辯在專利侵權訴訟中的適用——麗德公司訴洲明公司侵犯專利權案件評析」、科技与法律、2012（3）、第54—57頁を参照されたい。
- (53) 「広東省高級人民法院關於審理侵犯音像著作権糾紛案件若干問題的指導意見」粵高法發（2009）21号。
- (54) 江蘇省高級人法院侵犯專利權糾紛案件審理指南」、2010年11月頒布・実施。
- (55) 黄建文「合法来源抗辯適用善意取得制度審查的合理性分析」、知識産権、2016（10）、第32—38頁。
- (56) 同55。
- (57) 「汕頭市輝煌塑膠廠有限公司訴広州康誠商業有限公司侵害外觀設計專利權糾紛」案 広州知識産権法院（2016）粵73民初104号民事判決書。
- (58) 殷源源「專利侵權案件中銷售商的賠償責任認定問題分析」、江蘇科技信息、2006（12）、第19—20頁。
- (59) 「格倫德福斯管理聯合股份有限公司訴合肥新瀘屏蔽泵有限公司、北京安吉興瑞商貿有限公司侵害發明專利權糾紛」案 北京知識産権法院（2015）京知民初字第611号民事判決書。
- (60) 「中山市好美電子塑膠製品有限公司訴広東宝躍星辰光電科技有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2019）最高法知民終76号。
- (61) （余暉）湖南省長沙市中級人民法院知識産権庭「經營者免除賠償責任の適用」、人民司法、2011（12）、第41—46頁。
- (62) 例えば、「中華人民共和国消費者權益保護法」第55条を参照されたい。
- (63) 「中華人民共和国産品質量法」第54条。
- (64) 「常州市青龍裝飾製品有限公司訴光復路恒発裝飾材料商店侵犯外觀設計專利權糾紛」案 吉林省長春市中級人民法院（2016）吉01民初558号民事

事判決書。

- (65) 王儲「知識產權侵權訴訟中“合法来源抗辯”的認定」、社会科学戰線、2020（8）、267—271頁。
- (66) 高靜「合法来源抗辯在專利侵權訴訟中的適用—麗德公司訴洲明公司侵犯專利權案件評析」、科技与法律、2012（3）、第54—57頁。
- (67) 「董學民訴張添源侵害實用新型專利權糾紛」案（2020）最高法知民終1781號。
- (68) 「源特盛塑膠電子（深圳）有限公司訴武漢天賜力商貿有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案 最高法知民終1176號。
- (69) 陶冠東「專利侵權糾紛中銷售者合法来源抗辯的司法認定」、電子知識產權、2017（4）、第82—88頁。
- (70) 同55。
- (71) 陳中山「合法来源抗辯的審查認定」、人民司法、2019（28）、第36—40頁。
- (72) 「源特盛塑膠電子（深圳）有限公司訴湖北精英盛華信息科技股份有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2020）最高法知民終728號。
- (73) 「東莞市寶華數控科技有限公司·江西華麗豐光有限公司等侵害實用新型專利權糾紛」案（2020）最高法知民終1468號。
- (74) 「孫俊義与鄭寧侵害實用新型專利權」案 最高人民法院民事裁定書（2014）民申字第1036號。
- (75) 「孫俊義与鄭寧侵害實用新型專利權」案 遼寧省高級人民法院民事判決書（2013）遼民三終字第79號。
- (76) 「南京海諾炉業科技有限公司·南京長江工業炉科技集團有限公司等侵害實用新型專利權糾紛」案（2021）最高法知民終520號。
- (77) 「弗雷茲遊泳學院有限公司·上海梓航塑膠製品有限公司侵害發明專利權糾紛」案（2019）最高法知民終80號。
- (78) 「胡正宇·青島行者智能科技有限公司侵害實用新型專利權糾紛」案（2019）最高法知民終411號。
- (79) 「黃超·深圳市祥光達光電科技有限公司侵害發明專利權糾紛」案（2019）最高法知民終320號。
- (80) 「上海聚藍水處理科技有限公司訴沃爾瑪華東百貨有限公司、萊卡健康科技（南京）有限公司侵害發明專利權糾紛」案（2019）最高法知民終686號。
- (81) TRIPs 協定第45條、第46條、47條を参照されたい。善意的な使用行為の禁止とされていない。
- (82) 最高人民法院「關於部分指導性案例不再參照的通知」、法〔2020〕343號。